横須賀市ホームページ広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、横須賀市ホームページへの広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し特別の定めをするものとする。

（広告掲載ページ、位置及び枠数）

第２条　広告掲載ページ、広告の位置及び枠数は、次のとおりとする。

（１）トップページ　下段21枠

（２）その他アクセス数等により市長が必要と認めたページ　下段７枠

（広告の規格）

第３条　広告の規格は、次のとおりとする。

（１）画像の大きさは、縦60ピクセルで、横180ピクセルであること。

（２）データ量は、10キロバイト以内であること。

（３）画像形式は、ＧＩＦ（アニメＧＩＦ可）、ＪＰＥＧ、ＰＮＧによること。

（広告の掲載期間）

第４条　広告の掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、１か月を単位とする。

２　広告掲載の開始日は、月の初日とする。ただし、その日が休日を定める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第１条第１項に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日（その日が休日に当たるときは、この日以外の日に順次繰り下げた日）とする。

３　広告掲載の終了日は、月の末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の翌日（その日が休日に当たるときは、この日以外の日に順次繰り下げた日）とする。

４　広告掲載希望者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

（広告の掲載料）

第５条　広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、次のとおりとする。ただし、市の委託により広告掲載業務を代行する事業者が広告主との間で契約を締結する場合は、この限りではない。

（１）トップページ下段　20,000円以上

（２）その他のページ　15,000円以上（市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者又は商店街等の連合体に限り5,000円とする。）

（広告掲載の中断）

第６条　市長は、サーバメンテナンス等の理由による横須賀市ホームページの公開の停止に伴い、広告掲載の中断が生じる場合がある旨を広告掲載希望者に説明し、当該広告掲載希望者に了承を得るものとする。

（その他の事項）

第７条　この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は経営企画部長が別に定める。

附　則

この要領は、平成18年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成19年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成22年11月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１月１日から施行する。